

第8次新庄市行財政改革大綱（案）意見公募要領

1 意見を提出できる方

市内に在住・在勤・在学の方、市内事業者及び団体、又は本計画に利害関係のある方

2 資料の閲覧等

下記施設で資料を閲覧することができます。

- 新庄市役所（2階総務課）
- 市民プラザ
- 雪の里情報館
- わくわく新庄
- 市立図書館
- 萩野地区公民館
- 八向地区公民館
- ゆめりあ

（各施設により休館日・開館時間が異なりますので、ご確認願います。）

3 意見提出方法

所定の提出様式に必要事項を記入のうえ、上記施設に備え付けの提出箱又は次のいずれかの方法で提出してください。

- 郵送 〒996-8501 新庄市沖の町10-37 新庄市役所総務課宛
- 電子メール soumu@city.shinjo.yamagata.jp
- FAX 0233-22-0989
- 直接持参 総務課（市本庁舎2階、土・日・祝日を除く

午前8時30分～午後5時15分）

※ご意見をお寄せいただく際には、住所、氏名、電話番号を記入してください。

4 募集期間

令和8年2月26日(木)から

令和8年3月15日(日) 午後5時15分(必着)

5 留意事項

- 計画に関連のないご意見につきましては、受付できません。
- 個々のご意見に対して、直接の回答はいたしませんので、あらかじめご承知おきください。